



2020年12月23日

各 位

会社名 株式会社 レ ッ グ ス
代表者名 代表取締役社長 内川 淳 一 郎
(東証第一部・コード番号 4286)
問合せ先 専務取締役管理本部長 米 山 誠
(TEL 03-3408-3090)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年12月23日開催の取締役会において、以下のとおり、2021年3月25日開催予定の定時株主総会に、「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化および株主の皆様への信頼の機会増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化等のため、取締役の任期を2年から1年に短縮することといたします。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第43条（剰余金の配当）を変更し、内容が重複する現行定款第11条（自己の株式の取得）および同第44条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1条～第10条（条文省略） <u>（自己の株式の取得）</u> 第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | 第1条～第10条（現行どおり） （削除） |
| 第12条～第21条（条文省略） （任期） 第22条第1項 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | 第11条～第20条（現行どおり） （任期） 第21条第1項 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第23条～第30条（条文省略）</p> <p>第31条 ②前項の選任については、第30条第2項に定める規定を準用する。</p> <p>第32条～第42条（条文省略） （新設）</p> <p><u>（剰余金の配当）</u></p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（中間配当）</u></p> <p>第44条 取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p>第45条（条文省略）</p> | <p>第22条～第29条（現行どおり）</p> <p>第30条 ②前項の選任については、第29条第2項に定める規定を準用する。</p> <p>第31条～第41条（現行どおり） <u>（剰余金の配当等の決定機関）</u></p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により定めることができる。</p> <p><u>（剰余金の配当の基準日）</u></p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（削除）</p> <p>第44条（現行どおり）</p> |

以上